

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書

小田原市立病院（以下、甲という）と_____（以下、乙という）は、甲が発行した院外処方せんを乙が応需した場合における薬剤師法第23条2項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1. 本簡素化プロトコールにより処方を変更する場合の原則

- ・処方の変更は、各保険薬局の開設者および保険薬剤師の責任によりおこなうこと。
- ・適応症、体内動態、安定性や溶解性、服用の可否などに十分留意して実施すること。
- ・服用方法や安定性、価格などを含めた十分な説明をおこない、同意を得たうえで実施すること。
- ・処方せんに「プロトコールによる変更不可」と記載されている場合は対象外とする。

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方内容を変更して調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載することにより処方医へ伝達すること。ただし、元の処方内容が服薬アドヒアランスに影響を及ぼしている（例：剤型による嚥下困難）などが考えられた場合は、トレーシングレポートなどにより報告すること。

3. 疑義照会の不要例

3.1 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の記載がある処方を除く）

一般名処方ではない場合であっても、先発品間、後発品間、先発品から後発品または後発品から先発品の変更は可とする。ただし、後発品から先発品への変更は初回の処方せん応需で在庫がない場合または流通の状況により薬剤の確保が困難な場合のみとする。

3.2. 剤型の変更（剤形変更不可の記載がある処方を除く）

錠剤と散剤、口腔内崩壊錠と普通錠、ドライシロップや散剤とシロップ剤など各剤型間の変更は可とする。ただし、内服剤からテープ剤など投与経路が変更となる場合や薬物動態が異なる製剤間（CR錠とL錠など）の変更は除く。また、外用剤において軟膏からクリームおよびクリームから軟膏などの変更は除く。

インスリン関連について、追加のデバイスを必要としない変更（フレックスタッチとフレックスペンやインレットなど）は、患者または家族が説明のうえで使用に問題がないようであれば変更を可とする。

3.3.処方規格の変更・追加

処方規格の変更は可とする。ただし、血圧や血糖などの状態により用量調節が可能となるような処方としている場合があるため十分に注意して変更すること。また、「ワーファリン 1mg 1.5錠」で処方されている場合に「ワーファリン 1mg 1錠+ワーファリン 0.5mg 1錠」へ変更するなど規格を追加して調剤すること、またその逆においても変更を可とする。

外用剤や湿布剤は、処方の総量が変わらない限り、包装規格の変更を可とする。

ただし、いずれの場合においても服用方法や使用方法について患者の良好な理解が得られた場合および保険適応に問題がない場合に限る。

3.4.半割や粉碎，規格追加

アドヒアランスの向上を目的として錠剤を半割することや粉碎することを可とする。ただし、安定性に問題がある場合や、徐放剤の粉碎など薬物動態の変化に問題が考えられる場合は除く。

3.5.一包化

患者希望または薬剤師による評価で一包化によりアドヒアランスの向上が見込まれる場合などは一包化調剤を可とする。ただし、休薬が予定されている薬剤や下剤など自己調節する薬剤は別包とするなど医療安全・利便性に配慮すること。

一包化指示の削除は、処方上の明確な誤り（1剤のみであるのに一包化指示となっている場合など）や製剤的（吸湿や細胞毒性など）な問題で不可能な場合などは可とするが、患者希望による一包化指示の削除は認めない。

3.6.処方薬に残薬がある場合の日数調整

薬剤師の介入により残薬があきらかとなった場合の日数調整は可とする。ただし、下剤・緩下剤の調整や入院・検査などによる残薬ではなく、著しいアドヒアランスの不良などにより治療効果に影響が生じていると考えられた場合は、トレーシングレポートなどにより原因や服薬状況を処方医に報告すること。

3.7.投与日数にあきらかな誤りがある場合の処方日数適正化

週に1回や月に1回などで服用する製剤であるのにもかかわらず、他の処方薬剤と同様の日数で処方されている場合は、処方日数の変更を可とする。

ただし、連日服用することもある薬剤について、処方のコメントや用法で隔日投与や月・水・金投与となっているにもかかわらず処方日数が他剤と同様になっている場合は、処方コメントや用法の変更間違いなどの可能性もあるため、患者からの聞き取りなどにより処方コメントが確実に正しいと認識できる場合に限り変更を可とし、不確実な場合は疑義照会をおこなうこと。

3.8.合剤の変更

単剤の組み合わせを配合剤へ変更またはその逆へ変更することを可とする。ただし、服用方法について患者の良好な理解が得られる場合に限る。

3.9.外用剤の用法

外用剤の用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている場合、患者からの聞き取りで適用回数、適用部位、適用タイミング等が口頭で指示されていることが明らかであれば用法の追記を可とする。